

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 30 年 9 月 14 日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成 31 年度に創設される森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 9 月 14 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、
復興大臣、衆議院議長、参議院議長

臓器移植の環境整備を求める意見書について

臓器移植の環境整備を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成30年9月14日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

臓器移植の環境整備を求める意見書

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われています。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっています。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言を行いました。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり本人の意志が不明な場合であっても、家族の承諾により臓器を提供することが可能となりました。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人、平成29年の臓器提供者数は77人となっています。

しかし、平成30年5月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で684人、肺で325人、肝臓で313人、腎臓で11,931人、膵臓で206人（日本臓器移植ネットワーク）となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供者数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されています。

よって、国においては、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 国民が命の大切さを考える中で臓器移植にかかる意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう、臓器移植に係るさらなる啓発に努めること。
2. 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
3. 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう、移植コーディネーターの確保を支援すること。
4. 臓器摘出手術から移送までを担う臓器移設施設の担当医について、負担軽減対策を講ずること。
5. 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において、臓器移植を受けることがないよう必要な対策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 9 月 14 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

意見書案第11号

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し
すべての子供に豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書に
ついて

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての
子供に豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書を次のとおり提出する
ものとする。

平成30年9月14日提出

議会運営委員長 十河剛志

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての
子供に豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、2006年に策定した新たな高校教育に関する指針（以下、「旧指針」）に基づき、毎年度、公立高等学校配置計画を決定し、望ましい学校規模を40人学級で4から8学級として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年からの10年間で、道内の公立高校は統廃合により42校が閉校となり、公立高校のない市町村は50へと増加しました。2019年度から21年度の公立高等学校配置計画案においても、再編・統合によって、1校の募集停止を初め53校において54学級と大規模な削減になっています。

配置計画で地元の高校を奪われた子供たちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大するとともに、保護者の経済的負担の増大も報告されています。また、子供の進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

これらを解消するため、通学費・制服代・教科書代の補助や、やむなく町立移管とするなど、地域の高校を存続に向け努力している自治体は数多くあります。これらは本来、道教委が行うべきことであり、各自治体に責任を負わせている道教委は、すべての子供たちに等しく後期中等教育を保障しなければならない教育行政としての責任を放棄していると言えます。

道教委は3月、これからの高校づくりに関する指針（以下、「新指針」）を公表しました。新指針は、依然として望ましい学級規模を4から8学級とし再編整備を進めることを基本としており、地域の要望や実態を踏まえたものとまったくありません。旧指針の問題点を一切改めない新指針によって、今後も統廃合が進むことは明らかであり、都市部への一極集中や地方の切り捨てにより地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない新指針を抜本的に見直し、中学卒業業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子供に豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要です。

よって、北海道及び北海道教育委員会においては、下記事項について実現するよう強く要望します。

記

1. 道教委が3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、撤回すること。もしくは、これまでの「指針」による「序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの問題点を改善させる事項を盛り込むなど、抜本的に見直すこと。
2. すべての道内公立高校の学級定員を30人以下学級に引き下げること。
3. 教育の機会均等と子供の学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子供たちも制度の対象とすること。
4. 地域連携特例校及び農業、水産、看護または福祉に関する学科を置く高校については、所在市町村を初めとした地域における具体的取組とその効果を勘案して「5月1日現在の第1学年の在籍者が2年連続して10人未満となった場合」も再編整備を行わないこと。
5. 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子供が地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、豊かな高校教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年9月14日

士 別 市 議 会

(提出先) 北海道知事、北海道教育委員会教育長